

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

宇 部 市

目 次

宇部市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険、後期高齢者医療制度.....	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	3
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	6
9	障 害	6
10	介 護.....	7

宇部市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。</p>	<p>市民活動課交通防犯対策係 （市役所市民交流棟 2 階 執務室 21 番窓口） TEL 0836-34-8235</p>
----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等見舞金	<p>犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害見舞金 10万円 ・ 遺族見舞金 30万円 	<p>市民活動課交通防犯対策係 （市役所市民交流棟 2 階 執務室 21 番窓口） TEL 0836-34-8235</p>

3 国民健康保険、後期高齢者医療制度

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険制度】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	<p>保険年金課給付係 （市役所1階 8番窓口） TEL 0836-34-8285</p>
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険制度】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	<p>保険年金課後期高齢者医療係 （市役所1階 7番窓口） TEL 0836-34-8343</p>
(3) 国民健康保険料の減免、納付	国民健康保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【国民健康保険料の減免】 保険年金課賦課係 （市役所1階 9番窓口） TEL 0836-34-8287 【納付相談】 保険年金課徴収係 （市役所1階 9番窓口） TEL 0836-34-8289</p>

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 一時金の支給 【死亡一時金】	国民年金第1号の保険料を納めた月数が36月以上ある方が年金受給前に亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。 ※受給できる権利について遺族内で優先順位があります。	保険年金課管理・年金係 (市役所1階10番窓口) TEL 0836-34-8292
【未支給年金】	年金を受給している方が亡くなられた場合、亡くなられた月分までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。 ※受給できる権利について遺族内で優先順位があります。	宇部年金事務所お客様相談室 TEL 0836-33-7111 (音声案内5番)
(2) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を維持されていた配偶者や子がいるときに受け取ることができます。 ※子については、18歳未満が対象(障害がある方は20歳未満)	
【寡婦年金】	国民年金第1号の保険料納付期間および国民年金保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなられた場合、10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)があり、その夫に生計を維持されていた妻は60歳から65歳になるまでの間受け取ることができます。	
【障害基礎年金】	国民年金加入中、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満に初診日のある病気やけがで法令に定められた障害年金等級表による障害の状態にあるときに支給されます。 ※受給するには一定の納付要件を満たしている必要があります。	保険年金課管理・年金係 (市役所1階10番窓口) TEL 0836-34-8292 宇部年金事務所お客様相談室 TEL 0836-33-7111 (音声案内5番)

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 国民年金保険料の免除・納付猶予	国民年金保険料の納付が経済的に困難となった場合などに、申請することで国民年金保険料が免除されます。 ※本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。	保険年金課管理・年金係 (市役所 1階10番窓口) T E L 0836-34-8292 宇部年金事務所国民年金課 T E L 0836-48-0021

※国民年金以外の年金制度については各窓口にお問い合わせ下さい。

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【市・県民税の減免】 市民税課市民税係 (市役所 2階 15番窓口) T E L 0836-34-8187、 0836-34-8188
(2) 市税の納付相談	市税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	【市税の納付相談】 収納課収納係 (市役所 2階 17番窓口) T E L 0836-34-8202

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課管理係 (市役所 1階 2番窓口) T E L 0836-34-8243

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により現在の住居に住むことが困難になった場合は、市営住宅への一時入居などの支援を行います。	住宅政策課市営住宅係 (市役所4階 市営住宅窓口) T E L 0836-34-8427
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	生活相談サポートセンターうべ(福祉ふれあいセンター 5階) T E L 0800-200-7440
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	生活支援課 (市役所2階 20番窓口) T E L 0836-34-8319
(5) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	宇部市消費生活センター (市役所2階 18番窓口) T E L 0836-34-8157
(6) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	宇部市消費生活センター (市役所2階 18番窓口) T E L 0836-34-8157

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども支援課母子保健係 (宇部市福祉ふれあいセンター1階) T E L 0836-31-1732 家庭児童相談係 T E L 0836-34-8447
(2) 子育てに係る負担の軽減 【子育て】 児童扶養手当	児童(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで又は、一定の障害が有る場合は20歳未満)が、父又は母と生計を同じくしていない場合や父又は母に重度の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者に対し、その生活の安定を図るために支給します。	こども政策課子育て推進係 (市役所1階 11番窓口) T E L 0836-34-8346

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
	(本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	
【子育て】 特別児童扶養手当	身体や精神に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父、母又は養育者に支給します。 (本人、配偶者及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	こども政策課子育て推進係 (市役所1階 11番窓口) TEL 0836-34-8346
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	保育幼稚園課認定係 (市役所1階 11番窓口) TEL 0836-34-8327
【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこどもを保育します。 ※原則宇部市に住民票があり、主に保育所等を利用しておらず一時的に保育が必要となる児童が対象。 ※利用料は各施設で異なります。	保育幼稚園課管理・学童係 (市役所1階 11番窓口) TEL 0836-34-8329 各施設の連絡先は、宇部市ウェブサイトに掲載(ウェブ番号1012877)
【医療】 ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	こども政策課手当・医療係 (市役所1階 11番窓口) TEL 0836-34-8332
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	こども支援課家庭児童相談係 (宇部市福祉ふれあいセンター1階) TEL 0836-34-8447
(4) 就業の支援	ひとり親家庭等の親に対し、自立のための就業支援を総合的に実施します。	こども政策課子育て推進係 (市役所1階 11番窓口) TEL 0836-34-8331
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の親等の経済的自立と、児童の修学等に必要な資金等、各種資金の貸付相談を行います。	こども政策課子育て推進係 (市役所1階 11番窓口) TEL 0836-34-8331

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) ファミリー・サポート・センター	「子育てを手伝ってほしい会員」からの依頼に応じて、「子育てを手伝いたい会員」を紹介（マッチング）し、会員相互の援助活動をサポートします。	宇部ファミリー・サポート・センター T E L 080-9130-4272

8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) ころや体の健康相談	ころや体についての健康相談に保健師等が応じます。	保健センター T E L 0836-31-1777
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障害福祉課障害手帳・医療係 （市役所1階 6番窓口） T E L 0836-34-8314
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	配偶者暴力相談支援センター T E L 0836-33-4649
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢者虐待防止センター （地域福祉課内） （市役所1階 4番窓口） T E L 0836-34-8393

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	障害福祉課支援係 （市役所1階 6窓口） T E L 0836-34-8523
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	障害者虐待防止センター （地域福祉課内） （市役所1階 4番窓口） T E L 0836-34-8393

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【介護保険料の減免】 介護保険課介護保険係 (市役所 1階 5番窓口) T E L 0836-34-8297</p> <p>【納付相談】 介護保険課介護保険係 (市役所 1階 5番窓口) T E L 0836-34-8297</p>
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	介護保険課介給付係 (市役所 1階 5番窓口) T E L 0836-36-8396